

山梨県公報

第千八百四十八号

平成二十年

四月二十四日

木曜日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例に基づく知事が定める額の一部改正
換地計画の適當決定……………二二九

道路の区域変更(二件)……………二二〇

都市計画の変更……………二二〇

使用料の収納事務の委託……………二二一

建築基準法に基づく道路位置指定(三件)……………二二一

国土調査の指定……………二二二

土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二二三

基本測量の終了……………二二三

告示

山梨県告示第百九十八号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四一四円	一三、五一一元
二十歳以上二十五歳未満	四、九六七円	一三、五一一元
二十五歳以上三十歳未満	五、八二七円	一三、七二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇〇円	一六、三九二円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇〇六円	二〇、〇七二円
四十歳以上四十五歳未満	七、二七三円	二二、六四六円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三五円	二四、一五七円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六九円	二四、三八〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九一二円	二三、八九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、五五〇円	二一、一一〇円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇九〇円	一四、三五三円
七十歳以上	四、〇九〇円	一三、五一一元

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日(以下、施行日)という。以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の

例による。

山梨県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった若神子新町山ノ神地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十年四月二十五日から同五月二十七日まで

三 縦覧場所
北杜市役所

四 異議申出期間
平成二十年五月二十八日から同年六月十一日まで

山梨県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年五月十五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間 中央市成島字町東一六四八番の四地先から 中央市成島字町東一六五〇番地先まで	旧	新
	敷地の幅員 (メートル) 四三・二丁 五〇・三	延 長 (メートル) 九・六

新	四三・二丁 六九・〇	九・六
---	---------------	-----

山梨県告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年五月十五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区 間 南都留郡西桂町倉見二二五番の二地先から 南都留郡西桂町倉見二二三番の二地先まで	旧	新
	敷地の幅員 (メートル) 六・五丁 一三・〇	延 長 (メートル) 九〇・〇

山梨県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類
富士北麓都市計画下水道
(富士北麓流域下水道)

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第二百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社
- 二 委託に係る使用料
山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の使用料
- 三 委託の期間
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
笛吹市春日居町加茂字後町一五四番四
- 二 道路の幅員
最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 三 道路の延長
四八・六六メートル

山梨県告示第二百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田五九二番一、五九三番四及び五九三番七
- 二 道路の幅員
四・五〇メートル
- 三 道路の延長
三四・三七メートル

山梨県告示第二百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田五九三番一
- 二 道路の幅員
最大四・五五メートル 最小四・五二メートル
- 三 道路の延長
三四・三九メートル

公 告

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 国土調査の指定年月日
平成二十年四月十日
- 二 調査を行う者の名称
市川三郷町
- 三 調査地域

西八代郡市川三郷町大字下大鳥居の一部
調査期間

平成二十年四月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	高左右幹雄	葦崎市円野町入戸野一―一三	平成二十年三月三十一日
同	三枝小枝	同 清哲町青木二―二七	同
同	小林賢英	同 樋口二七二	同
同	功刀紘	同 神山町武田二二五	同
同	米山秀文	同 旭町上條北割三九〇七一	同
同	秋山芳文	同 北割六〇三	同
同	久保田正彦	同 中割二〇二五	同
同	中込一郎	同 大草町下條中割五七四	同
同	清水幸雄	同 南アルプス市六科一五一四	同
同	中澤将	同 百々一三一	同
同	中澤造	同 飯野一七九三	同
同	渡辺和也	同 飯野三五〇二	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	若尾光	同 在家塚一七九八二	同
同	飯野孝寛	同 飯野新田七四〇	同
監事	加賀爪萬治	同 葦崎市清哲町青木一四一四	同
同	山本利一	同 旭町上條南割一九八九	同
同	矢崎静夫	同 南アルプス市六科六〇九一	同
同	清水静雄	同 百々一〇八八	同
理事	野田正資	同 葦崎市円野町入戸野五	平成二十年四月一日
同	小澤省吾	同 清哲町折居八九七	同
同	加賀爪萬治	同 青木一四一四	同
同	石原佑一	同 神山町北宮地一〇四三	同
同	工藤良一	同 鍋山二四五五	同
同	山本武	同 旭町上條北割六一九一	同
同	矢崎六彦	同 北割二九五三	同
同	矢崎好房	同 中割一九一三一	同
同	堀内等	同 南割三〇二〇二	同
同	東條正吾	同 大草町下條西割五七七	同
同	戸沢忠	同 南アルプス市六科一四四〇一	同

同	同	同	同	同	同	同	同
名取 秋春	川手 敬二	中込 靖雄	米山 哲朗	内藤 充	秋山 欣造	中澤 一博	桜本 英人
同	同	同	同	同	同	同	同
飯野一九三〇	飯野二〇九九	在家塚九五二	曲輪田新田五七八	葦崎市神山町鍋山一六九五	旭町上條中割二二八三	南アルプス市飯野一〇四四	有野一七〇
同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	桜本 英人	南アルプス市有野一七〇	平成二十年三月三十一日
同	深沢 仁	飯野新田七〇三	同
同	飯田 裕彦	築山二〇五	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
-----	----	----	-------

理事	矢崎 政彦	南アルプス市有野三六一	平成二十年四月一日
同	米山 和男	飯野新田六五九	同
同	名取 幸弘	飯野新田二九二	同

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十年四月八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年四月二十四日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番